

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)について、同項の規定による認定又は法第55条第1項の規定による変更の認定(以下単に「認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(住宅以外の部分を有しないものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)第2の2-2(2)ロに定める方法により算出した共同住宅(以下「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。)</u>にあつては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額の合算額</p> <p>(ア)～(イ) 省略</p> <p>ウ 住戸及び住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 <u>共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅にあつては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額の合算額</u></p> <p>(ア)～(イ) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅の部分共同住宅である建築物にあつては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に掲げる額の合算額</u></p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)について、同項の規定による認定又は法第55条第1項の規定による変更の認定(以下単に「認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(住宅以外の部分を有しないものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 <u>次に掲げる額の合算額</u></p> <p>(ア)～(イ) 省略</p> <p>ウ 住戸及び住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 <u>次に掲げる額の合算額</u></p> <p>(ア)～(イ) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 <u>次に掲げる額の合算額</u></p>

<p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>ウ 住戸及び建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 <u>住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額</u></p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>ウ 住戸及び建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 <u>次に掲げる額の合算額</u></p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p>
--	--